

第 26 回人権教育・啓発施策推進懇話会

日時 平成 26 年 3 月 18 日 (火)

午前 9 時 30 分

場所 ルビノ京都堀川「ひえい」

○座長

皆様、おはようございます。今日は議題が 2 つと報告 1 つです。まず、最初の議題である新京都府人権教育・啓発推進計画 26 年度の実施方針について説明をお願いします。

議 事

(1) 新京都府人権教育・啓発推進計画 平成 26 年度実施方針について

○事務局

人権啓発推進室です。

それでは、新京都府人権教育・啓発推進計画の平成 26 年度の実施方針につきまして、説明します。資料 1 をご覧ください。

この実施方針は、推進計画に基づき、毎年度、重点的に取り組むために策定しているものです。資料の中で下線を引いている部分の主な部分について説明します。

まず 1 ページから 2 ページにかけて、第 2 の平成 25 年度における人権をめぐる状況について、今年度中の人権に関する国内外の動向、あるいは特徴的な事柄を押さえた上で、京都府として人権教育・啓発に取り組むポイントを確認をしている項目です。

まず、国際的な動きとしましては、国連において、いわゆるデジタル通信時代におけるプライバシーの権利に関する決議や北朝鮮の人権状況決議案を取り上げています。

それから、国内の動向としましては、障害者の差別解消法や国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の成立について、また、いじめの防止対策推進法や障害者の雇用促進に関する法律の一部改正、配偶者からの暴力の防止、被害者保護に関する法律の一部改正、などが成立しています。さらに、非嫡出子の遺産相続分を嫡出の半分と定めた民法の規定が憲法に違反するという判断をした最高裁の判決を受けて、民法も改正されたということを取り上げています。

それから、人権にかかわる事象としましては、ハラスメントの問題や自殺の問題についても依然として高い水準にあるということやヘイトスピーチの問題、ネットでの誹謗中傷、人権侵害、こういった問題につきまして、記述しました。

続いて、こうした内外の動向や事件に関するいろんな事象に対しまして、京都府としての取組状況などを記述しています。2 ページをご覧ください。また昨年 12 月、世界人権宣言が採択されて 65 周年という節目でもあったため、府と京都市、京都地方法務局、世界人権問題研究センターで「京都アピール」を發表しました。個別の分野では、「京都府障害がある人ない人も共に安心して生き生きと暮らしやすい社会づくり条例」の制定や京都府いじめ防止基本方針の策定、あるいは京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターや非行少年、立ち直り支援チームの取り組み、また認知症対策やプロジェクトも含めた京都式の地域包括ケアの推進といった福祉の安心の

取り組み、東日本大震災の復旧・復興に向けた支援の取り組みの継続性につきましても、記述をしています。

2 ページの中段に第3として平成26年度の実施方針についてですが、1つは、NPO法人などさまざまな団体との協働を一層進めて、できるだけ府民にわかりやすく、なおかつ効果的な取り組みを推進していくことを記述しています。

また、インターネットを悪用した誹謗中傷に対して、自治体として取り得る対策について、少し市町村と一緒に検討を進めて、国の法制度の整備も含めました効果的な対策を国に施策提案をしながら、プロバイダー業界への自主的な対応の要請や府民への啓発活動といった取り組みを強化していくことを記述しています。

それから、3ページの重点事項についてですが、こちらも命は何よりも尊いということを基本に据えるということを改めて明記しています。特に人権啓発推進室が実施する啓発活動については26年度の取り組みを通じまして、命の大切さをできるだけ訴えるような取り組みをしていきたいと考えています。

それから以下、個別の人権課題について、まず同和問題の解決のところですが、昨年までは一番最後のところに、理解を深めて自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことという記述でしたが、そこに、広く地域全体の住民の交流を図っていくことが解決につながっていくという認識から、広く人々の相互交流を深め、人権が真に尊重されるコミュニティの形成が必要という記述を追加しました。

それから、4ページの障害がある人の人権についてです。目指すべき社会像というものを、今回新たにできた条例を踏まえて、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格、個性を尊重し合いながら、ともに安心していきいきと暮らすことのできる社会にしていくことが必要と追加しています。

それから、HIV感染者、ハンセン病患者に対する偏見のところですが、ここは噂や風評に惑わされることなく、正しい知識や認識を持って、ともに生きることができると社会を築くことが必要であると修正しています。

次に、5ページの犯罪被害者の人権について、心ない中傷などによって、さらに痛手を被るなど、二次的な被害に苦しんでいるという記述を追加しています。

それから、以下6ページと7ページの大きな項目の2番、取り組みの視点については、内容を変更したところはありません。

平成26年度実施方針についての説明は以上です。よろしくお願ひします。

○座長

ありがとうございます。今の説明含めて、質問やコメントを委員からお願いします。

○委員

4ページの子どもの人権を守ろうについて、高齢者の人権を守ろうとか、その前も守ろう、女性の人権を守ろうとありますが、守ろうという次元なのかなというのがすごく気持ちがすんなり受けられないという気持ちです。もっとこれだけ子どもたちがいろんな事件に巻き込まれているというときに、子どもたちがもっと自分たちの意思を表現するような環境をつくっていかないと、

今のままでと不安がすごく大きいです。ここがもうちょっと、自らの権利を知る機会であるかどうか、そういう積極的な方向を示す必要があるのではないのかという気持ちです

○座長

他の委員からは関連コメント、質問ありませんか。それでは、府から記述の姿勢の点等回答をお願いします。

○事務局

はい、わかりました。確かに子どもの人権を守るということは大事なことです、もう少し積極的な姿勢の記述を検討します。

○座長

ありがとうございます。ほかに意見、コメントありましたらどうぞ。

○委員

基本的なことですが、この実施方針はどこ向けの文書なのか、内部の文書ならいいですが、相変わらず片仮名が多い、ソーシャル・インクルージョンとかメディアリテラシーですとかユニバーサルデザインだとか、そういう片仮名はなるべく使わないで、なるべくその説明、聞いてわかるような、耳で聞いてわかるような言葉を普段から使うということが必要でないかと思います。外向けだったら、ちょっとこれから考えていただきたいと思います。

もう一つ、2ページの第3の平成26年度実施方針の中に、連携・協働する相手として、NPOなどと関係団体となっているんですけども、最後の7ページには、連携する相手がNPO法人などとなっています。NPOとNPO法人、ちょっと違うので、NPO法人と書いているところが多いですが、条件をつけておられるのか、そういう意図はないのか、そのあたりを教えてください。

○事務局

この実施方針の扱いですが、これは外向けに発信している実施方針です。京都府のホームページにも公開します。書き方については、できるだけわかりやすく当然書かないといけないのは全く指摘のとおりでして、少し内容についても、検討していきたいと考えています。

それから、NPOとNPO法人については特に意図はありません。法人に限らず広い意味でNPOと連携・協働を考えているのでNPOに修正します。

○座長

ほかには。

○委員

同じ意見ですが、片仮名語がすごく多くて、特に、ソーシャル・インクルージョンが新しい言葉として入ってきていますが、社会学の世界ではよく使われていて、無理やり訳すと、社会的包摂という言葉で訳していますね。それを採用してしまうかということが1点と、それから、2ペ

ージのソーシャル・インクルージョンというのがまさに社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立を目指す考え方と注釈で書いてありますが、これでは何のことかわからないんです。だから、注をもうちょっと丁寧に書くか、もうちょっと工夫してほしいというのがお願いします。

その関係で、3ページの同和問題の解決を目指そうというところに、コミュニティという言葉が使われているんですが、同和問題にかかわっては、このところは、別にコミュニティにこだわらなくてもいいと思うので、人権が真に尊重される地域社会の形成が必要であるにかえてもいいのではないかと思います。

○座長

ありがとうございます。片仮名、便利なこともあります、聞いているほうが自分の言葉としてその意味どおりぐっと入るように、工夫をお願いします。

ほかにどうぞ。

○委員

最近、生活困窮者、自立支援も含めて、生活格差が再生産されていくという、今の社会の問題各種、全てに関わってくる問題ですが、この問題についても、どこかの項目で触れていくことが必要ではないかと感じました。

○座長

ありがとうございます。ある意味で総論的な性格の問題ですね。これは全世界的に言われているし、確かに自由は大事だけど、自由競争をやると、強い者と弱い者と、それを踏まえて、社会というのは格差、それも再生産になると、あんまり好ましくない状況になります。今後のこの計画本体の改定作業の中で、事務局でも考えていただけたらと思います。

それでは、また気がつかれましたら、個別に事務局のほうへお願いします。

次の議題、資料2-1、2-2、それから3と、説明をお願いします。

(2) 人権教育・啓発事業について（人権問題全般（研修事業以外））

○事務局

それでは、具体的な平成26年度の人権教育・啓発の事業の実施計画の説明をします。主に使う資料は資料の2-1です。

今年度25年から事業に対しての懇話会の知識をできるだけ深めようという意味で、府全体で取り組んでいる事業を大きく3つに分けて、3月、7月、11月の懇話会それぞれに審議をいただいています。

今回は、審議対象としては、人権の全般の事業のうち、研修事業以外の事業について説明をします。

それでは、資料の2-1、平成26年度の実施計画をご覧ください。人権啓発推進室の事業から説明します。33ページからになります。

人権啓発推進室は、人権に共通するいわゆる普遍的な考え方、また普遍の分野では同和問題を中心に幅広く人権啓発を行うことを担当しています。事業の実施に当たっての課題としては、人権問題に関心の薄い層、こういった方々に効果的な啓発、あるいは若者への啓発、もう一つは、

知識の習得だけにとどまらない行動につながるような啓発といったものを課題として捉まえています。

人権啓発をやっていく上で、かた苦しい、難しいといったイメージが捉えられがちですが、そういったイメージを少しでもかえていけるようなことを進んで取り組んでいきたいと考えています。

平成 26 年度の事業全体の予算的な規模は、財源の一部として、国からの委託金が約 5,000 万円の予定で、全体で 1 億 4,000 万円です。事業全体としては、多岐にわたりますが、京都府がダイレクトに実施する事業と、京都府や京都市、教育委員会や商工会議所等 12 団体で構成する京都人権啓発推進会議で実施する事業、あるいは市町村の啓発活動に対する財政支援といったものがあります。

以下、個別の事業ですが、35 ページをご覧ください。最初に「京都ヒューマンフェスタ 2014」ですが、人権啓発の総合的なイベントとして、特に NPO の活動発表やその他いろんな複合的なイベントとして開催しているものです。

今年度 25 年度は、世界人権宣言 65 周年の記念ということで、例年の会場、京都テルサから、みやこメッセを会場にしまして、NPO と連携を拡大して実施をしました。

平成 26 年度は、さらにいろんな人権に取り組む NPO との連携を強化して、そのイベントに限らず、できるだけもう少し通年的にいろんな形で一緒にできるような仕組みを検討していきたいと考えています。

次に、「人権イメージソングの活用事業」ですが、これは世界人権宣言 65 周年記念として、人権ソングを製作し、それを聞いていただいたり、あるいは皆さんと歌ったりして、新たな人権啓発の手法、試みとして 1 年間取り組みました。歌詞の朗読やイベント会場で参加者と一緒に歌を歌ったり、学校等へも訪問して、いっしょに歌う取り組みを行いました。この趣旨に賛同して、大学生のボランティアが 20 人ぐらい参加をしてくれまして、例えば、美術系の学生が紙芝居をつくってみたり、音楽系の学生が自らいろんな演奏をしてみたり、あるいは手話で歌ったり、いろんな形でこの歌をきっかけにした、学生が自主的に取り組めるものも少しできたのかなと考えています。こういった新しい取り組みをこの平成 26 年度もできるだけ広げていきたいと考えています。

続きまして、36 ページの「人権フォーラム事業」ですが、こちらも平成 25 年度の新規事業です。ヒューマンフェスタ会場のみやこメッセで同時開催しました。世界人権問題研究センターと共催で、座長にもお世話になり、世界人権宣言を振り返るパネルディスカッションを実施しました。平成 26 年度も引き続き、このフォーラムを開催し府民の皆さんにいろんな話を聞いていただける場をつくっていききたいと考えています。

それから、その下の「人権擁護啓発ポスターコンクール」ですが、府内の小学校、中学校、高校の皆さんから人権をテーマにした絵画を募集するコンクールで、例年約 5,000 人子どもたちから応募がありました。特に内容等は変更ありません。

次にラジオ番組について、FM ラジオと AM ラジオで人権啓発の取り組みをしています。

新聞意見広告では、5 月の憲法週間、8 月の人権強調月間、12 月の人権週間、この 3 回をきっかけにして、新聞に広告を出していきたいと考えています。

それから、その下段の新聞意見広告「人権ロコミ情報」ですが、これは世界人権問題研究センターの協力も得て、いろんな有識者の解説を加えた意見広告を新聞に掲載しています。

39 ページの地域情報誌広告は、若者向けの事業で、「ガクシン」という大学に置いてあるフリーペーパーを使って若者向けの啓発記事を掲載しているところです。

それから、その下の街頭啓発は、8月の人権強調月間と12月の人権週間に、京都駅や府内一円の街頭で、啓発物品を配って、地道な取り組みをしているところです。

次に41ページの京都人権啓発行政連絡協議会事業については、人権啓発に取り組む京都地方法務局や近畿財務局京都財務事務所などの国の関係機関と京都市と一緒に、府内の企業向けに人権問題についての研修会等を実施するものです。

それから、41ページの人権啓発活動再委託事業、42ページの人権問題啓発補助事業は、市町村向けに国や京都府から助成事業を行っているものです。

次の42ページ、地域交流活性化支援事業は隣保館や児童館、教育集会所などで行われる地域住民の交流事業等に対する市町村への助成支援です。

43ページの人権啓発地域活動事業は府内の広域振興局で8月の人権強調月間や12月の人権週間にプランターや花壇に花を植えたりして人権啓発を行っているものです。

それから、一番下の京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業ですが、これは京都地方法務局や人権擁護委員連合会、サンガ等と連携して、8月に、Jリーグのサンガの試合のときの啓発を中心に、年間を通して、協議会活動に取り組んでいるところです。

次に、44ページの啓発資料について人権口コミ講座からポスター、カレンダー、冊子をつくっています。できるだけこういった冊子をつくった後は、ホームページに掲載をして、後々まで活動できるような形で取り組んでいます。

それから、45ページの人権啓発に関するホームページですが、今説明した冊子の紹介や、この懇話会も含めまして、人権に関する情報をここで一元的に発信していくというものです。

以上で、人権啓発推進室の事業の説明は以上です。

続いて、知事直轄組織から説明します。

○事務局

続きまして、知事直轄組織の広報課関係について説明します。よろしくお願ひします。

資料2-1の1ページをご覧ください。広報課の所掌事務ですが、広報誌である「きょうと府民だより」を初めとして、地元放送局での広報、テレビ、ラジオ番組を所掌しています。その中で、極めて重要な課題の人権啓発につきましては、府民の皆様への啓発を行うこととし、また日ごろから府政記者に対しましては、人権に配慮した取材、報道の要請を行っているところです。

課題の認識としましては、同和問題を初め、子ども、高齢者、障害のある方、女性、外国人にかかわるさまざまな人権問題につきまして、継続的に啓発していくことが重要であると考えています。

取組方法としましては、今年度は、世界人権宣言65周年を記念して人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」を広報誌やテレビ、ラジオなどで広く広報するとともに、いじめを啓発するテレビスポットCMを作成して放映するなどしました。来年度も引き続き、各種、広報の媒体を活用しまして、人権活動調査及び社会づくりに向けた啓発を行っていくこととしています。具体的には、資料の3ページ以降になります。

1つ目のマスメディア関係者に対する働きかけについては、府政記者の移動時や個々の事案発生時に、その都度人権に配慮した取材、報道の要請を行うこととしています。

次に、「きょうと府民だより」ですが、毎月 119 万部配布しており、8月号では、人権啓発イメージソングを、12月号では京都ヒューマンフェスタの内容を特集として掲載するほか、その他の月では、人権口コミ講座の内容を紹介する記事を掲載しています。

テレビ番組の放送ですが、「みんなの京都ふらりー」という番組では、人権啓発イメージソングの歌を広める広め隊の紹介や人権啓発のイベントを紹介しました。平成 26 年度も、引き続き啓発に関する情報を放送することとしています。

次に 4 ページの「テレビスポット放送」ですが、5月の憲法週間、8月の人権強調月間などに、30 秒の CM を K B S 京都テレビで放送しており、これも、継続して啓発を行っていくこととしています。

次に、ラジオ番組ですが、5月、8月、9月、12月、4回にわたり K B S 京都で「きょうとほっと情報」という番組、さらに FM 放送では「Kyoto Prefecture Public Line」「Kyoto Prefecture Eyes」それぞれ各番組でスポット放送を通じて、啓発を継続していきたいと考えています。

予算額は、テレビスポット放送で 1,531 万 7,000 円、ラジオのスポット放送で 295 万 5,000 円を計上していますが、府民だよりや京都府情報番組みんなの京都ふらりー、あるいはラジオの番組につきましては、通常の構成の中に位置づけて、特集やコーナーで人権啓発を実施しています。また、府民だよりやみんなの京都ふらりーにつきましては、番組全体のアンケート等により、読者や視聴者から意見をいただく形にしています。その一例としましては、平成 25 年度ですと、きょうと府民だより 8月号に掲載した人権イメージソングに関する記事につきましては、どんどん広めてほしいという要望も多くありました。改めて 12月号でもお知らせするなど、一例ですが、いただいた意見を誌面等に反映させるとともに、担当課のほうにもフィードバックしていくこととしています。

知事直轄組織につきましては以上です。

○座長

ありがとうございます。要点、重点的に絞って、説明をお願いします。

○事務局

総務部の事業計画につきましては、資料の 15 ページをお願いします。所管事務としましては、個人情報保護の推進、北朝鮮当局による拉致問への理解促進活動を担当しています。

個人情報につきましては、事業者等からの個人情報の漏洩事件等の発生や、一方で個人情報に対する過剰な反応が見られますので、引き続き法律や条例等の周知、啓発を進めていきたいと考えています。また拉致問題につきましては、国民の方の関心を高めていくことがまず必要ですので、国や市町村とも連携して、府民の皆さんに対して、この問題への関心や認識を深めていただくための取り組みを推進したいと考えています。

これ以外に、府で使用します物品の調達等も所管しており、今回の審議対象事業としまして、17 ページをご覧ください。一番下の「府公用封筒による啓発」について、府の使用している公用封筒に人権啓発の標語を印刷するという取り組みを引き続き行っていきたいと考えています。

総務部の取り組みについては以上です。

○事務局

それでは引き続き政策企画部です。資料2-1の19ページをご覧ください。政策企画部では、府政の総合企画及び調整に関することを所管しています。

府政運営の指針であります「明日の京都」では、「京都府政運営の基本理念・原則となる条例」におきまして、「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記するとともに、「長期ビジョン」、「中期計画」、「地域振興計画」の中で、人権尊重の重要性を明確に位置づけています。

同和問題を初め、女性、子ども、外国人など、さまざまな人権問題が存在し、またインターネットの普及など、時代の変化に伴う新たな人権侵害が増加している現状ですが、このような問題の解決に向け、あらゆる機会を通じた教育・啓発などの取り組みについて、事業を所管する関係部局と連携して、指標や数値目標による「明日の京都」の進捗管理を通じて、計画の推進に努めているところです。

また、来年度は、こういった「中期計画」、「地域振興計画」の改訂の時期に当たっており、引き続き改訂作業においても、人権尊重の重要性を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

具体的な事業は21ページをご覧ください。「世界人権問題研究センターへの運営助成」です。世界人権問題研究センターでは、同和問題、国際的人権保障体制、定住外国人の人権問題など、5つの研究項目を設け、195名の研究員を有する総合的な調査研究を行う専門的な機関ですが、京都府ではセンターのこの研究活動の充実を図って、研究成果を広く府民に還元されるように、運営費の助成を行っているところです。その運営費を使って、人権大学講座、機関誌グローブの発行や高等学校への出前講座など、また今月には、京都市内で人権問題シンポジウムを開催し、多くの方に参加をいただきました。

また、来年度は世界人権問題研究センター設立20周年を迎えることから、記念シンポジウムなども予定されており、その準備などに対しても、現在支援を行っているところです。府としまして、引き続き支援を継続していきたいと考えています。

以上です。

○事務局

続きまして、文化環境部について説明します。資料2-1の47ページになっています。

文化環境部では私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進、スポーツや生涯学習の推進を行っています。また、府立医科大学、府立大学では、公立大学法人が府と連携して、教職員や医療関係者の研修などを実施しています。具体的な取り組みについては、49ページからです。まず、上段の「人権教育資料の作成」についてですが、これは私立学校における人権教育の推進を目的として、教職員が現場で活用できる参考資料を毎年作成しているものです。研修も含めた私立学校の人権啓発事業のための予算を使って、5,500部を作成し、各学校に配布しています。

次に、52ページの上段の「京の府民大学」開設事業についてですが、これは、府民の皆様の自主的な学習活動に役立てていただくことを目的に、人権関係も含めた多種多様な講座や教室の情報を整理・体系的にインターネットに掲載しているものです。インターネットで広く府民の皆様へ生涯学習講座の情報を提供して、府民の皆さんの学習活動の推進を図っています。

文化環境部からは以上です。

○事務局

続きまして、健康福祉部から説明します。

資料2-1の62ページをご覧ください。「自殺対策総合推進事業」ですが、まず自殺者の推移につきましては、平成10年以降、京都府内で年間600人を超える自殺者数で、それが平成23年以降は減少傾向にあり、直近の平成25年の自殺者数は518人という状況になっています。そういった状況を踏まえて、来年度予定している事業のまず1点目ですが、地域課題に対応した効果的事業の展開として、未遂者対策です。自殺者の中に約2割程度、未遂歴があったということが分かっておりますので、そうしたことに着目した対策を進めていきたいと考えています。併せて、小中校生を対象にした自殺予防教育として、いじめなどのトラブルに遭ったときに、周りの方に対して、助けを求めるような行動がとれるような教育を広めていきたいと考えています。

2点目は、自殺ストップセンターの支援機能強化ですが、精神保健福祉総合センターの中に、自殺ストップセンターとして電話相談窓口を設けています。現状では年間に4,000件を超える相談電話があり、その電話回線を増設しまして、相談機能の充実を図っていきたいと考えています。

3点目は、きめ細かな寄り添い支援を担う人づくりとして、ゲートキーパーの養成になります。平成24年度以降、3年間で1万人を養成するという運営目標を立てておりまして、今取り組みを進めているところです。平成25年度途中の段階で約8,600名の方が養成研修を受講されており、平成26年度も引き続きゲートキーパーの養成を進めて、悩みを抱えた方を身近なところで支えていけるような仕組みづくりを進めたいと考えています。

4点目としまして、「京のいのち支え隊」による支援です。府内の相談支援機関のネットワーク「京のいのち支え隊」として、昨年6月にネットワーク組織を立ち上げたところです。さまざまな相談対応をされている相談機関の相談員に協力をいただき、ワンストップ相談会として、心の健康、法律、労働などさまざまな分野の専門家に、1カ所で多分野の相談ができるような総合相談会を開催していきたいと考えています。以上です。

○事務局

続きまして、商工労働観光部から説明します。

商工労働観光部の平成26年度の事業実施計画につきましては、資料2-1の71ページ以降になります。

商工労働観光部としましては、府内の企業、それから商工団体の人権意識の向上と諸課題の解決を図る事務を所管していますとともに、企業での雇用や労働環境、個人情報保護など、事業活動につきまして、常に人権問題の意識をもって対応することが必要であるという観点から、府内の企業、代表者、商工団体の職員を対象に人権啓発の取り組みを実施しているところです。

具体的な事業につきましては、73ページからになります。研修事業以外の人権に関する事業としましては3つありまして、1つは、公正な採用選考推進に関すること。2つ目は、府営の工業団地で実施される人権研修に対する補助事業、3つ目には、中小企業の労働相談事業になります。

まず、1つ目、73ページの上段の「公正な採用選考」の取組についてです。公正な採用選考のシステムを確立するために、企業が行う採用の選考の側面から広く啓発を支援することにしています。毎年6月10日から19日の間が公正採用選考推進旬間で、国の京都労働局やハローワーク、南区にあります京都テルサにジョブパークという施設を設置しており、そういうところを中心に、啓発活動をしています。具体的には新聞の意見広告やテレビスポットのCM、それからポスターの作成など、啓発を進めておるところです。

続きまして、74 ページの一番下段の「府営工業団地の立地企業に対する人権問題研修の補助」です。府が造成しました福知山市の長田野工業団地、綾部市の綾部工業団地の2つの大きな工業団地の工場の方々に、社団法人をそれぞれ結成していただき、工業団地の中での自主的な研修に対して補助しています。毎年数回研修を実施されており、その自主的な研修に講師の起用や啓発に使うためのビデオの賃借の費用など、一部京都府のほうに補助し、その府営工業団地における工場内での人権意識の向上ということに努めています。

それから、75 ページの「中小企業労働相談事業」です。解雇や賃金、労働条件などさまざまな労働問題に関する労使双方からの相談、特に中小企業中心になりますが、専門相談員を設置して応じています。電話相談と来所による両方の相談を受けており、中小企業労働相談所は、京都テルサの中に設置しています。平成24年の労働相談は、全体として、平成23年よりも約2割増加して、2,000件を超える2,165件となっています。雇用形態としましては、やはり非正規の方が33.4%と最も多くて、実は全体の割合としては、非正規の方の割合は若干減りましたが、先ほど説明したとおり、全体の相談も伸びていますので、非正規の方からの相談も、12.9%伸びたということになっています。内容としましては、退職や退職金に関する相談が、全体として24.8%増えています。それから、労働保険の相談が大半になりますが、これが4割以上に伸びました。それから、雇用に関する相談として、雇い止めの関係の相談が全体として、約4分1、25%伸びたという状況になっています。平成23年平成24年の特徴的なこととしましては、相談所まで来ていただく来所の相談が6割伸びまして、非常に多くなったという特徴がありました。平成25年につきましては、現在集計中ですが、平成25年の相談につきましても、平成24年を上回るような勢いで、推移しているというところです。詳しくは、6月頃に発表していますので、ホームページ等々でも見ていただければと思います。以上です。

○事務局

農林水産部です。資料2-1の77ページからです。

農林水産部の所掌事務としましては、主に、府内の農林漁業関係団体の職員の人権問題に対する理解と認識を深めて、人権啓発の推進を図っていくということです。

課題認識としましては、やはりしっかりと人権意識を根づかせ、その人権尊重の意識づくりを行うことが必要という観点から、研修事業を中心として、毎年テーマを決めながら事業を継続しています。

具体的には79ページの下段の、農林漁業の関係団体に対して、人権啓発の研修の補助を行っています。農業協同組合を統括する京都府農業協同組合中央会、漁業関係を統括する京都府漁業協同組合、それから森林組合を統括する京都府森林組合連合会に対しまして、人権啓発の研修の各事業に対する補助をしています。以上です。

○事務局

教育委員会から説明します。資料2-1の87ページをご覧ください。

まず、上段部分の「教職員人権研修ハンドブックの作成」についてです。教職員の大量退職、大量採用の状況を踏まえるとともに、一人一人の教職員の人権意識の向上を図り、いじめ防止を含めました人権教育を推進するために、若手の教職員の自己研鑽、それから校内研修でも活用できる研修手法や研修教材を集めました「人権研修ハンドブック」を作成することを計画していま

す。校内研修で活用できる参加型の研修手法の紹介、それから教員自身が人権感覚を高めたり確認できるようなチェックシート、府の協議会で作成した人権学習資料集や実践事例集を活用した研修方法の紹介などを内容としたものを想定しています。作成した後、府内の全教職員に配布する予定です。

それから、その下段の「人権教育進路保障資料作成」についてです。この事業は、援護制度一覧を作成するものです。経済的な理由で、児童生徒が希望進路を断念することがないように、府、市町村等が実施している事業を掲載している冊子です。府内の各小・中、それから府立学校、市町村、保健所、隣保館等に配布して、活用していただくように考えています。

それから、次に 88 ページをご覧ください。「人権教育研究指定事業」についてです。こちらは文部科学省の事業で、上段の研究指定校、それから下段の総合推進地域事業の 2 種類があります。まず上段の研究指定校事業につきましては、人権教育を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的な研究を踏まえ、人権教育に関する指導方法の改善、充実を図るというものです。平成 26 年度は、府立の木津高等学校で、研究主題として「強化学習と連携した人権学習の充実、基礎学力充実への取り組みによる生徒の自尊感情の育成」に取り組む予定です。

下段の総合推進地域事業ですが、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の総合的な取り組みの推進を充実させていこうという事業です。平成 26 年度につきましては、25 年度に引き続きまして、京丹後市の大宮中学校区内において取り組む予定です。

次に 91 ページの下段をご覧ください。「学習教材・啓発資料の整備」です。学校、地域社会、職場等で活用いただける人権についての学習教材・啓発資料、DVD 等を購入して、整備した中で、それぞれ活用していただくという事業です。

それから、平成 26 年度の事業計画について委員から質問がありました、資料 2-2 の 93 ページ人権教育研究指定事業について、平成 24 年度の南陽高校の取り組みの中で、特徴的な研究実践の「生徒・保護者に生の声を聞かせるために人権講演会を公開した」の「生の声を聞かせる」というのはどういうことですかとの質問をいただいています。これは例えば、同和問題ならその地域の方に講演いただいて、実際に経験された結婚とか就職のときの遭われた差別関係や、外国人問題であれば、具体的にいいますと、ブラジルから来られている日系三世の方に、例えば小学校のときに、外国人ということではじめを受けたことなど、実体験を踏まえてお話していただくというような講演会を実施しました。それぞれ現実をよく承知の方からまさしく生の声を聞かせていただいた講演会を開催しており、そういう講演会を増やしていけたらと思います。

教育委員会からは以上です。

○座長

どうもありがとうございました。一応、今回予定した各部局からの個別の報告、一番はじめにありました、人権啓発室の部分を含めて、以上で各部からの報告は終わります。

今のどの点でも結構ですし、全般的な問題でも構いませんので、各委員から、適宜質問やコメントをいただきたいと思います。どうぞ。

○委員

2 つあります。1 つは人権啓発推進室で若者をターゲットにということではずっと触れておられているんですが、インターネットを利用した啓発が、まだなくて、インターネットがだめだとい

うようなスタンスはあるんだけど、ユーチューブなどに動画を出して取り組んでいくとも検討してもいいんじゃないかなと思います。学生にもユーチューブに載っているNPOがつくった動画がすごくいいがあるので、宿題出すと、スマートフォンで簡単に見られるし、いつでも見られるので、必ずやってきます。やっぱり若者をターゲットに考えたときに、インターネット利用というのは、考えなきゃいけない時期だと思います。

もう一つは、資料2-1の1ページの知事室長グループのところで、外国籍府民の支援について、そのところの所轄事項の課題認識に「海外からの人材の受け入れ」、「海外からの人材」という言葉が2つあります。確かに海外から人材を受け入れていくということなんですが、やっぱり人材というと、役に立つというニュアンスがどうしてもあるので、外国籍府民への支援という、そういう視点で文章をかえていただけないかなと思います。人材を受け入れて効果があったかどうか、そういうニュアンスで、人権の視点で、今回は考えていただけたらと思います。以上です。

○座長

ありがとうございます。生の声というのは、私も世界人権問題研究センターでやっている人権大学講座で、関西ではアイヌのことはわからないのでアイヌの組織の理事長に来てもらって、話をしてもらいました。そうすると、やっぱり迫力があるということなので、ほんとにこれは現場の人でないとわからない問題というのがありますから、人権の場合、しばしばそういうことが知識としても経験としても重要になってくると思います。その点を海外の人を通じて、留意してほしいという指摘だと思います。

○事務局

今の委員からの若者向けの啓発で、インターネット利用という指摘がありました。確かにインターネットも若者がたくさん使っていますが、今はまだインターネットを活用した啓発がほとんどできていない状態です。唯一今ユーチューブに人権のイメージソングをいろんな形で、いろんな人が歌ってくれたことを、アップして皆さん聞いてください、また感想を寄せてくださいと、いう啓発を、取っかかりでやっています。これからは、もう少しユーチューブ以外にいろんなツールを活用し若者向けの啓発を、より具体的な形でできるよう考えていきたいと思っています。

○委員

せっかくその歌の広め隊というのをつくったので、若者にアイデアや企画を出してもらって、もちろん私たちの監視下である程度参画する形で、アイデアや企画、運営を若者にやってもらうということのほうがいいと思います。子どもの貧困の問題を取り上げたユーチューブのビデオメッセージがありますが、それは若者がつくってくれていて、すごくよくできています。見たらすぐ泣いてしまうようなフィルムで、大人がつくるよりも、いいものをつくってくれると思います。

○事務局

先ほど委員からありました知事室長グループの表現の関係ですが、外国籍の府民の皆様への支援という姿勢、基本スタンスは変わりませんので、表現の方法につきましては担当課等と相談しまして、対応を考えたいと思っています。以上です。

○座長

ありがとうございます。ほかに、どうぞ。

○委員

2つあります。1つはお願いですけれども、できるだけ予算がどれぐらいかかっているのかというのは可能ならば説明をお願いします。

それから、これは資料2-1の43ページ、人権啓発推進室にかかわるんですけども、Jリーグと連携した啓発事業、サンガと8月にイベントされるということですが、浦和レッズのJAPANESE ONLYの大段幕の問題があって、無観客試合になりました。サンガは大丈夫だと言い切れるかどうかですね。やはり誰か見に行って、どんな状況になっているのか、ぜひ見てほしいなと思いますね。上から目線じゃなくて、サポーターと一緒にあって、どんなことがあるのかというところで、問題がないのか。監視するんじゃなくて、やっぱり問題があるかないかは担当として把握していただきたいなと思います。

○事務局

それはぜひ、自分の目で見に行きたいと思います。

○座長

差別というのは、やっている側は無意識にということがまさに問題なので、人権の視点からは、それが自然に意識できるような方法、状況づくりをどうやったらということを絶えず考えていただきたいと思います。

○事務局

先ほどの予算のことですけれども、例えば、教育委員会の資料2-1の89ページの教職員研修事業ですが、これは総合教育センターであります全部の中で、こういう基礎研修などを行いますということなので、この予算だけ出すといたら難しいんです。出せる分と出せない分がありますので、全体では難しいということ、その点は理解ください。

○事務局

事務局で、今の予算の関係はできるだけ出せるものは出せるような形で、ちょっと整理をさせてもらいたいと思います。

○委員

それと、予算の増減ですね、国がどれぐらい、府がどれぐらい、市町村どれぐらい、わかれば、これからのことで結構ですけれども、お願いします。

○委員

さきほど健康福祉部の報告の中で、ワンストップのことを言われました。このワンストップシステムというのは、性被害者のことだけなんですか。それとも、虐待とか、そういったこと全部含めてのワンストップのシステムを考えているということでしょうか。

○事務局

失礼します。先ほどの説明の中で、ワンストップということで説明したのは、自殺に関連する悩みを抱えた方の相談会として、心の健康の関係とか、あるいは法律問題、多重債務とか借金の問題とかの法律の問題になりますとか、あるいは精神的な悩みということで、僧侶の方に相談対応していただくというようなことで、幅広い悩みをお聞きできるような体制をつくって、相談会を開いていきたいと考えているところです。

○委員

私のほうが混乱しているのかもしれませんが。ワンストップシステムで、産婦人科やいろいろかわったそういう性被害者の問題とか、そういうのを含めてシステムをこれから構築するというような話し合いがなされているように聞いておりますので、それも一つ、いろんな意味で加害者の問題、被害者の問題両方ありますので、虐待の問題含めて、そういうシステムが、本当に構築されれば、非常に住みよい京都府になるのではないかと思います。そこにまた先ほどの話ではありませんが、予算をとってもらうことは非常に難しいので、新しく新規の事業にする場合は、またその辺のところも懇話会から援助をしていただけるとありがたいなと思っています。

○事務局

今説明させていただいたのは、これはあくまでも今回の審議対象の、自殺対策の関係ですが、今委員が言われたのは、性犯罪被害者の方を対象としたそういった総合的なセンターのような、例えば、産科との併設や警察との場合によっては連携などの形のことで、今現在部内で検討の方向に入っていますので、また関係機関等いろいろ協力いただいて、連携し進めたいと考えています。今回はまだお示しできるような内容になっていません。

○委員

そうですね、人権の懇話会でも、できればそういうことも委員の皆さんにもちょっと知っていただけると、これから進めやすいかなと思いました。

○座長

ありがとうございました。ほかにありませんか。

○委員

商工労働観光部の中の相談事業について、1年間の件数で2,165件という説明がありました。相談件数の中に、法律的な知識とか、あるいは労働保険なんかの法律のほか対処の仕方の相談と、結構トラブってしまって、そのトラブル自体を相談所へ持ち込むケースというものもあるんじゃないかなとは思いますが、労使紛争みたいなトラブって相談に来られたケースがどれぐらい

あるのかということと、そのときは、なかなか法律的な背景とか、理路整然とこうするのが正しいですよということとは言えても、実際その人の助けにはあんまりならないケースがある、ということになるんで、そのあたりは、相談事業としては限界があると思うんですけど、どういう対処をされるのかを聞きたいと思います。

○事務局

商工労働観光部ですが、今の委員の指摘どおりでして、相談事業ですので、京都府には、労働関係の権限もなく、労働委員会のなどのあっせん権限もありませんので、労働相談所で受け取るのは、あくまでも相談ということになります。労働相談所から直接、例えば労働基準監督署であるとか、労働委員会に直接つなぐというのは、なかなかありません。匿名での相談というのが非常に多いですし、例えば、非正規か正規かパートか不明というのが全体の約15%を占めており、自分の素性も明かされないケースも結構多いので、なかなか次の段階に行くのかというのは、承知しかねる部分があります。ただ、当然、普段から権限のあるところにつなぐということは、相談に来て、それでしたら監督署行ってくださいとか、それでしたら、委員会のほうに、調停を申し込まれたらどうですかというようなことは、行っています。参考にならないのかもしれませんが、一度パワーハラスメントで、どれぐらいのものをそういうような解決機関に促したのか、誘導したのかという件数を把握したことがありまして、全体で、例えばこれ平成25年12月までの途中の数字ですが、約250件がパワハラや人間関係の相談があったものに対して、約50件について、そういう監督権限を持っているような機関に誘導を促したというデータがあります。

○委員

ありがとうございます。パワハラは恐らく紛争のレベルになってくると、解雇と、給与退職金に繋がる問題があるので、できるだけ助けてあげていただきたいと思います。残念ながら、どの機関も、大きく増えるかどうかは別にして、やっぱり減ってないということで、各相談機関、もしくはあっせん機関が忙しいんですけど、我々のほうから見てみると、常にやっぱりできるだけこういう紛争の件数が少ないほうがいいと、特に企業側の立場でいいますとね。ところが、古い労使関係が世の中に随分と実はあって、大半はやっぱり企業なんかにおける、人の考え方、扱いが、ほんとに人材でもって投資して育てるのが少ないです。しかし、件数が増えていると言うことは、個人の権利がいろいろと後ろ盾や保障される形になって、表面化してきたと言うことでもあるので、そういう面ではいいことかなとも思います。ただ、そういう中で、今度今までの企業で見られなかったブラック企業というのが確かに増えてきていますし、そうすると、個人の方も今までは、社会常識とあわせて問題にならないようなことを身につけられて、労使ともども質の悪いケースが非常に増えてきているという気がします。

○座長

使用者と労働者、これが両方とも適切な知識というか手助けというか、そういう視点が大事だろうと思います。

いろいろまだあると思いますけど、また個別に事務局へお願いします。

それでは、もう一つの京都いじめ防止法案の説明をお願いします。

報告事項

(1) 京都府いじめ防止基本方針(案)について

○事務局

それでは説明します。資料4の「京都府いじめ防止基本方針(案)」をご覧ください。この基本方針は、昨年9月28日付で施行された「いじめ防止対策推進法第12条」に基づきまして、京都府において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、国の基本方針を参酌しまして、私学や政令指定都市の京都市も含めたもので策定しています。国の基本方針が35ページに及ぶ詳細なものになっており、その中で、京都府においては、どのように京都府の基本方針の中で特色を出していくかというのが、本当に悩んだところでした。その中で、学識経験者、市町村教育委員会、学校、PTA、京都府行政の関係者で構成します、京都府いじめ防止基本方針検討委員会を設置しまして、3回さまざまな意見をいただきました。今回の基本方針の特徴としては、次の5点です。

1つは、いじめの未然防止、早期発見が重要であることから、学校において、人を思いやるなどの豊かな心をはぐくむ教育、児童生徒みずからがいじめの問題について主体的に考えるという取組などを通して、いじめの防止に取り組んでいくこと。

2つ目は、子どもの命と身体を守ることを第一に考えていること。また、いじめは子どもの人権にかかわるといふ人権の視点を取り入れること。

3点目は、いじめの問題の克服には地域社会や家庭など、社会総がかりで取り組む、そういう視点を入れていくこと。

4点目は、やはり家庭や保護者の役割を今回の基本方針の中に入れていくこと。

最後5点目は、私立学校や市町村立学校でのいじめの対応等を京都府としていかに支援するか、その点を取り入れていくこと。

それでは、資料の目次をご覧ください。この目次の項立てにつきましては、国の基本方針を参酌しており、はじめにから始まり、第1に、いじめの防止等に対する基本的な方向、2つ目は京都府の対応、3点目は学校が実施すべき施策。4点目は重大事態への対処、5点目はその他重要事項ということでまとめています。時間の関係上、全て説明できませんので、特色をどのように入れているかというところのみ説明をします。

1つ目の学校において、人を思いやる豊かな心をはぐくむ教育につきましては、2ページ目の(1)のいじめ防止の2行目の最後のところの「学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観が違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど、豊かな心をはぐくむ」、4ページの(1)のいじめの防止の○のところの「学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成」などで入れています。

また、子どもたち、児童生徒が自らいじめの問題に主体的に考える取組としましては、6ページの1の学校いじめ防止基本方針の策定の最後のほうにあるまた書きのところに、「児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるように」。また次のページの7ページの3の(1)いじめの防止のところの最後のところに、加えてのところ、「児童会・生徒会において、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、

子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒みずからいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組」という形で記載しています。

2つ目の、子どもの命と身体を守ることを第一に考えること、また人権の視点でというのは、はじめにの最初のところに、「いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題である」というところ、次の京都府においてはという段で、「被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重」のところ、その他いろんなところで、「いじめは決して許されない人権侵害」と、そういう形で人権というのを入れています。

続きまして、3点目のいじめの問題に、地域社会や家庭など、社会総がかりで取り組むことについては、京都府においてのその次の欄に、「国・地域公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携のもと、社会総がかりで取り組む」と記載するとともに、2ページ目の(1)のところの3段目の段落に、2行目、「地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である」という形で、社会総がかりというのを入れています。

4点目の、家庭や保護者の役割については、2ページ目の2の(1)いじめ防止の11行目ですが、なお書き以降のところ、「家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にす心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たす」と。また、「保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するもの」で、保護者や家庭の役割を記載しています。

最後5点目、私立学校や市町村立学校でのいじめの対応等、支援するにつきましては、3ページ目の1の(2)の「京都府いじめ防止対策推進委員会」の役割、四角で囲んでいます。オ・カのところですが。私立学校におけるということと、市町(組合)立学校におけるということで、京都府において、支援、助言をしていきたいと記載しています。

なお、この基本方針(案)についてですが、3月4日開催されました京都府の府議会予算特別委員会においても説明しまして、議員からも多忙化してる教員への支援が必要と意見をいただきました。また懇話会委員からの質問の中にも、教師が事務的な資料に拘束されて、子どもとしっかりとかわることができる余裕が与えられていないのではないかと意見をいただきました。京都府教育委員会で、本当に教員が忙し過ぎるということは常々いろんな方から課題で言われてまして、我々も大きな課題であると認識しています。教育委員会では、まず、調査事項の整理にも取り組むとともに、現在、例えば、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラー、社会福祉士の資格を有するまなび・生活アドバイザー、また、学校に来られても教室に入れない子どもたちのための心の居場所サポーターなどを配置させていただくとともに、今年度からはこの計画にも入っていますが、教員や警察官の経験者、心理や福祉の専門家等からなるいじめ未然防止・早期解消支援チームというのをつくりまして、学校に派遣して、教員支援にも努めていきたいと考えています。

続きまして、同じく質問を何点かいただいています。1つ目は、はじめにの、1行目の「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する」ということになっていますが、そこを、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利、さらに生きる権利を著しく侵害するにしているかどうか」という意見ですが、生きる権利につきましては、その行の2行目以降の最後に、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるという形で、生命のことも触れているとともに、このいじめ防止対策推進法の第1条に、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長のみならず、その生命又は身体に重大

な危険をさせるおそれがある」と定められていまして、その法の趣旨も踏まえまして、その点については、このような表記をしています。

2つ目は、はじめにの10行目、「ささいな兆候に対しても、いじめではないかという疑いを持ち、積極的関与」と書いていますが、「いじめではないかとの問題意識を持ち」にしてはどうかという意見に対して、国の基本方針でも、全て「疑いをもって」という表現が使用されていますとともに、実をいいますと、5ページ目の○2つ目の地域や家庭との連携促進の2段落目の、各家庭においてものところで、「子どものささいな兆候に対してもいじめではないかという疑いをもって学校等に相談するなど」という形で、保護者の方々にもそのように理解してもらうときに、「問題意識」という表現よりもわかりやすい表現の「疑いをもって」のほうがよいのではないかと考え、今回については、「疑いをもって」という形で全て表現していますので、理解をお願いします。

続きまして、3点目が2ページの2の(3)のいじめへの対処のところ、「いじめがあることを確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し」を、組織的にいじめを受けたというよう読み取れることもあるので、「いじめを受けたから始まり、児童生徒を、学校は直ちに組織的に確保し」といった形にしてはどうかという意見をいただいています。それについては、いじめの対応に当たっては、学校において、まず、組織的対応するということを強調するために前に持ってきたのと、「組織的に確保する」というのが表現上おかしくなりまして、「組織的に子どもの安全を確保する」ということになってきます。そのことから、今回については、組織的を前に持ってきています。

最後4点目です。「学校は子どもとのかかわりにおいても、心の通う対人関係を構築できる場であることは大切である」という表記が必要ではないか」ということを意見いただきました。4ページ目の(1)のいじめの防止のところですが、○のところ、「学校は集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒の」という形で、そこでまず、集団の中でやっていくということと、あわせまして、7ページ(2)のいじめの早期発見の2行目に、「学校は日ごろから児童生徒との信頼関係の構築等に努め」という形で、記載しています。質問回答は以上です。この基本計画については、今年度中に策定していきたいと思えます。

○座長

ありがとうございました。各委員から、質問、コメントをお願いします。

皆さんが考えている間、私の意見ですが、大津市に住んでいて、大津のいじめ問題が起こったときに、学校全体、教員全体で、なかったことにしたいという体質だったと思います。教育委員会も全く同じで、結局保護者が裁判を起こされましたけれども、これも市の対応がなかなかオープンにならなくて、最後はなりましたけれど、結局組織の体質というか、誰も好んで問題を引き受け、火中のクリ拾うことはしないと思います。やっぱり教育というのは、人間が相手の仕事だから、その人間が一番根底の生命、それを自分で絶つという思いにまで至るということは、教育は失敗してるわけです。だから、それをやっぱりどこかの段階で、誰かが真剣に受けとめないといけない。最後は市長が頑張っていて、議会も協力されて、専門家委員会をつくって、第三者委員会をつくって、それで組織が動き出したんですけど、そういう姿勢が私は一番大事、それをつくるのにどうしたらいいかという視点が大事で、ちょっと今説明を受けて、私はあんまり感じられなかったもので、何かそういう点で、ほかの委員からも意見がありましたらどうぞ。

○事務局

学校及び教育委員会の隠蔽体質のことを、座長は言われたと思いますが、我々そういう気持ちは毛頭もないですが、府民の方から見ると、そういうふうに見えるのかもわからない部分は、肝に銘じています。今回につきましても、第三者委員会というのは、常備機関で、教育委員会でも設けますし、知事の直轄組織でも、再調査委員会というのも設けます。今年度から京都府教育委員会と市町村の教育委員会と一緒にしまして、いじめのアンケート調査、聞き取り調査を実施しています。それは第一段階から第3段階まで 第1段階で嫌な思いをしたものを全て挙げてください。第2段階は、その中で、組織的にとか、経過観察が必要なものをあげる、第3段階は身体や生命に危険を及ぼすおそれがあるもの。これもほんとに教員が日々の子どもの様子を見ることが重要です。アンケートに子どもはなかなか書いてくれませんので、例えば、子どもが変わった表情のときには、アンケートに何も書いていなくてもそれはやっぱり聞き取り調査の中で、きめ細かく話し合ってもらわないとわかりません。アンケート調査、聞き取り調査が全てではないんですけども、そういうこともしながらいじめの防止に努めるとともに、できる限り府民の皆様方に状況はオープンにしていきたいと考えています。

○委員

組織的に対応するという話はどうなのかなと。いじめの早期発見というのが、がんの早期発見かなという、そういう文言のラインになってしまって、過去と現在を比較しては、全然社会情勢も緊張感も違うので仕方ないんですけども、学校の先生って、そんなにかたくってつまらない先生だったかなって、もうちょっとこう、子どもたちが変な顔していたら、小中高で対応は全然違ってくるとは思いますけど、もうちょっと緩やかな学校、そういう場所だったんじゃないかなと思います。報告の中にもありましたが、学校の先生1人に科せられている業務が余りにも多過ぎて、多岐にわたっていて、医者も今勤務医を助けるという意味でメディカルクラーク、医者に代行して入力できるそんな立場の者が出てくるようになりました。ですから、学校の先生の仕事の仕分け自体も考えてあげないと、学校の先生が人間じゃないようなあり方に聞こえてくるんです。学校の先生になろうと思った若い教育学部を出た学生たちが、へし折れてしまうんじゃないかという、それもほとんどの問題がいじめの問題で、学校はまたいじめの被害者のことばかりを言っているんですけども、これはやはりいじめをする加害者の教育も含めた、それから家庭の問題とかもやっぱり突っ込んでいかないと、被害者ばかりをレスキューしていても、これは虐待と一緒に、加害者側もよくよく観察しないといけないんじゃないかと思います。まず学校の先生の業務の改善も考えつつ、いじめという問題と並走しながら考えなければ、一向に進まないんじゃないかと思います。また第三者委員会を活性化させていかないと、学校の中で、例えば、昔は保健室に行ったら何とかあったことが多々あったわけですけども、緊張感が強いから、臨床心理士も入れなきゃいけないが、どの学校にも臨床心理士を入れていくことができるのかどうか。そして、臨床心理士がかかわれば、学校の先生とは個の生徒とどうかかわるのかということが見えなくなってくると、学校の先生のやり方は学校では教えるだけだったら、先生の仕事というのは夢がなくなってしまうのではないかと思います。

○座長

ありがとうございます。ほかの委員も意見どうぞ。

○委員

これを読んだときに、自分も締めつけられるような気持ちがあったのと、今言われたことをやっぱり同じような気持ちになりました。文章の中ですけど、1ページ目の下の括弧のところにいじめられている子どもの心理例。ここのところに、「一人ぼっちになりたくない」というところは、人権意識から見た場合、一人ぼっちになりたいときだってあるという感覚があるべきだろうと思うので、この例は、私は外してほしいなと思って読みました。あと、全体的に流れている部分では、被害者を擁護、被害者を何とかというところですけど、こうしなければならなかった子どもの背景だとかは、どう考えるのかなということ。それから、議会への報告というところでも、やはりこれもまた報告をすごく意識してつくらなければいけない報告だと思うんですね。そこはその時間に割かれることで、また現場で子どもに向かう時間がなくなるというものは、この議会の報告の意味をもうちょっと私は知りたいなと思いました。それと、いじめとわからないいじめが結構多くて、例えば、真夏に、子どもみんなが水筒を持ってきますよね。そしたら、その水筒のお茶を頂戴、頂戴、頂戴って言って、数人が飲んでしまっ、その子が1日あとお水を飲めないというような、ほんとにいじめかいいじめじゃないかわからないようなことが多い中で、どうして先生が見つかるだろうとか、そんな気持ちにもすごくなりますね。もうちょっと先生方が余裕を持って子どもに対応できる時間っていうのが大切だと思いました。それと、ここにスクールサポーターとかも、今ハローワークで公募されているんですか。

○事務局

これは、警察官のOBの方です。

○委員

そうですね。スクールサポーターの存在も人権意識に本当に立って、それをされているかというのとか、二次被害的な声も聞こえる中で、やっぱりなぜこういう子どもがいじめをするのか、結局は親が悪いとか親のしつけが悪いということにつながっていたりするので、スクールサポーターももっと人権教育をしていく方向がいいんじゃないかと思います。

○座長

ありがとうございました。

○委員

そもそも人権とかこういう懇話会もそうかもしれませんが、そして、障害の関係でいう限界話もそうですけど、出発点が隠蔽体質はあるものだというように、私は思いますし、人って差別意識あるだろうなという、言い過ぎですかね、そこから出発しないといけないだろうなと思います。だから、こういう委員会もあるし、皆さんも施策をいっぱいつくっている。例えば、もう少し踏み込むと、こういうこと今回だからあえて言ってしまっていますが、障害の場合でいうと、あってはならないことですが、もし虐待があって発見されたなら、大津市の例もそうかもしれませんが、その事業所なり、そこにどれだけ力を入れるか、そこを改善していくか。そこに予算つけてもらって、こう変わります、という例をいっぱいつくると、悪い悪いでそこを締め上げる、そんな体質になるのではなく、逆の発想をしてもらったらいいなと思います。何で虐待が起こった

んだ、いじめもそうなんですけど、その視点をもう少し考えれば、虐待とか隠蔽とかそういう話じゃなくなって改善されていくのではないか、そんな発想をしていただけたらなというのはすごく感じました。

○委員

非常に難しい問題で、一つの正解って多分なくて、ケース・バイ・ケースだろうと思います。そういうまず視点がいるだろうと思います。これができたから、この方針ができたから、このとおりやったら完璧とかいうことはないでしょう。やはり結局はマンパワー、一人一人の力といいますか、小さな力でいいんです、誰か一人大きな力でなくて、一生懸命熱意を持って、子どもに向き合う人がどれだけいるかということが一つ。専門的なアドバイス、それで向き合うということが大切だと思うんです。どうも、こういうのを対処すると、どうしてもこういう方針が出てきて、形をする力が大きいと思うんですよね。例えば、スクールサポーターの警察官のOBですけども、正義感が強くって、立派な方ですけど、価値観など世代が違います。そういう人もいいんですよ。いてもいいけれども、そういう人がどういうかかわりをしているかは物すごく重要だと思います。そういったことをしっかり見ているのかどうかが大事だと思います。上のほうは方針つくりましたからってことで、そこで逃げているんじゃないかなって気がしないでもないです。そこら辺も目配りする人が必要だと思うんです。逆にきちんと全体を上からちゃんと全体見回して、ほんとにうまくいっているのか、専門的な目とか経験がある人、そういう人も何人かいて、そういった目配りして、なされているのかどうかということ目配りする人も必要だと思います。この方針も、対応も変える必要があるかもわからない。この方針に反してでもやらないといけないことがあるかもわからない。そういう柔軟性があるかどうかというのが問われていると思うんですよ。そういった気持ち、そういう対応をしないと、多分生きた対応にならないんじゃないかなと思います。

○座長

ほかの委員もどうぞ。

○委員

私もこの基本方針を読みまして、いろいろ指摘があるような難しい問題はあるんですけど、どちらにしても、これはこれで必要なものだと思いますが、学校基本方針というのがちょっとよくわからなくて、共通のものができるのではなくて、各学校に任せられるということになっていて、どういう形でつくられていくのか教えていただきたいと思います。

内容的には、既に意見出ていますけど、やっぱり大きくは、学校の現場でいじめが起きないような子どもたちを教育していくという現場のあり方については、この方針（案）とは別のところで、やっぱりなかなか現実に解決しにくい問題があるということ。そして組織、隠蔽体質ということの問題の難しさは、隠蔽するというよりは、組織そのものがやっぱり抜けられない組織、防衛力というのが働いてしまうというのが、これは民間企業でもどこでも常にうらはらに存在するんですね。幾らこれだけ企業社会がコンプライアンスが要ると言っている、後を絶たないところがどんどん増えています。この組織、防衛力の、もう一つ始末の悪いのは、実は個人防衛じゃないケースが多いんですね。現場の問題とこういった方針をつくって、これを運用されていくと

きに、いろいろ対応の部分で起きたときの対処の方法というところで、それはそれで別の問題としてあるのかなと思います。

○座長

もし事務局から何かありましたら。

○事務局

座長の発言にありましたように、この法律ができたのが大津で生徒の自殺事案が起こったことで、根本的に子どもの命を守る、自殺から守る、そういう被害者を出さないというのが、根本にありますので、国の基本方針も、被害者救済の視点が強いです。我々も非常に苦労しました。一つははじめの定義自体が非常に広いものになっていまして、精神的苦痛を受けたら、全ていじめという。実は、教育委員会で論議されたとき、学校現場というのは切磋琢磨するところであって、嫌な思いをすることや、そういう言葉にも打ち勝って、友達関係の中で成長するものであり、それを表現してはどうかとか、また検討委員会では、学校に来なくてもいいと、逃げ場所があったら逃げていったらいいんだということも書いていったらどうかという意見もありましたが、なかなかそういう表記が難しく、生命を第一に尊重に考えてという表記で入れました。また4ページ目の学校の教育活動全体を通じた心の育成の最初に、学校は集団の中でという、そのこのところの部分で、学校のある位置というのを、京都府は挙げています。それと、被害者と加害者の部分でも、7ページの(3)いじめに対する措置の下から2段落上のところに、加害児童生徒が好意から行った行為も、受けたほうが嫌だったら、いじめになってしまいます。これ矛盾があって、こっちはいいこととしてあげたが受け手の方はいやな思いをしたら、それはいじめになってしまうという、非常に難しいことがあります。今のいじめの定義は非常に広がっていて、この基本方針の策定に当たって苦慮した点でもあります。

この方針につきましては、学校ごとに策定義務があります。府立学校につきましては、こちらでモデル案を提示しながら、その中に学校の特色を出してくださいという形で策定をお願いしています。

本日いただいた意見を受け止めながら、京都府のいじめ防止基本方針をこのように策定して、京都府として取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○座長

予定された議題は以上です。どうもありがとうございました。